

「いじめ」をなくす家庭の手引き

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、健やかに成長することは市民すべての願いです。しかし、子どもの心や体に深刻な影響を及ぼす「いじめ」は、いつでもどこでも起こりうる可能性があります。誰もが加害者にも被害者にもなり得るものです。「いじめ」をなくすために、家庭、学校、地域が一体となり、市民総ぐるみで取り組んでいかなければなりません。子どもの心の居場所である家庭においても、愛おしい子どもがもてる力を十分に発揮して、穏やかな日々を送れるよう「いじめ」根絶に向けて取り組みましょう。



いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを許さない子どもに育てましょう

- 「思いやりのある子」…… 「いじめ」を防止・解消するためには、お互いの人権を尊重する意識が必要です。人の心の痛みがわかる、心豊かな子どもに育てましょう。
- 「善悪の判断のつく子」…… 幼いときから、良いことと悪いことの区別をきちんとつけさせるのは、親の責任です。公正な立場で判断のできる子どもに育てましょう。
- 「前向きにがんばる子」…… 欲求不満のはけ口として、「いじめ」を行うケースもあります。親子がお互いに認め合い、尊重し合うなかで、生きる喜びをもてる子どもに育てましょう。
- 「正義感のある子」…… 「いじめ」を見て見ぬふりをする子どもがたくさんいます。間違っていることを間違っていると勇気をもってはっきりと言える子どもに育てましょう。
- 「ルールを守れる子」…… 集団生活では、きまりを守ることは大変重要です。個人の権利を主張するだけでなく、がまんすべきことは、がまんでくれる子どもに育てましょう。

いじめの早期発見に努めましょう

思い当たることはありませんか？

- 衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 買い与えたものが紛失したり、壊されたりしている。
- 見覚えのない物（CD、ゲームソフト、高価な物など）を持っている。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、要求したりする。
- ノートや教科書等に落書きされたり、傷つけられたりしている。
- 食欲がなくなったり、部屋に閉じこもったりする。
- イライラして反抗的になったり、急に口数がなくなったりする。
- 学校や友だちの話をしなくなり、家族から話しかけられることを避けようとする。
- 親しかった友だちから連絡がなくなったり、友人関係が急に変わったりする。
- 登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気などの身体の不調を訴える。
- 無断で外出したり、帰宅が遅くなったりする。
- 学校を休みたい、部活動をやめたいなどと言う。
- 急激に成績が下がったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつようになる。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- スマホ等の内容を見られたり、詮索されたりすることを極端に嫌うようになる。

※思い当たることがあれば、子どもとの対話の時間をつくりましょう！

「心配だな…？」と感じたら、まず、学校へ相談を！

主な相談機関

◎相談ホットライン ……………088-622-7500



徳島市青少年育成補導センター（市役所11階）

・電話相談（月～金）9：00～18：00（土）9：00～12：00

・来所相談（月～金）9：00～17：00（土）休み

※日・祝日・12/29～1/3は休み

◎24時間子どもSOSダイヤル（通話無料）……………0120-0-78310

◎徳島県警本部少年サポートセンター

いじめホットライン（24時間）……………088-623-7324

◎徳島地方法務局・徳島人権擁護委員協議会

子どもの人権110番（通話無料）……………0120-007-110

◎徳島県中央子ども女性相談センター ……………088-622-2205

◎徳島県立総合教育センター 特別支援・相談課 ……088-672-5200

メール相談 …………… tokubetsushien@mt.tokushima-ec.ed.jp